

[委員会からのお知らせ](#)

[第285回食品安全委員会議事概要](#)

■第285回食品安全委員会会合

日時:平成21年5月14日(木)14:00~15:25

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:27名

議事概要:**(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について****1) こんにやく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について**

・内閣府国民生活局から説明。

・本件については、現在設置されている専門調査会の枠組みの中では対応できないため、この問題に関する専門家を招へいして調査審議を行うための体制を新しく作る必要があるとされ、具体的な体制や専門家の人選等については、小泉委員と長尾委員を中心に更に検討を進め、次週の委員会で議論することとなった。

* 現在、国内での食品による不慮の窒息死亡事故は、厚生労働省の調査では毎年4,000人前後発生しており、その原因食品は多様です。その中でも、ミニカップタイプのこんにやく入りゼリーについて、国民生活センター等からは窒息のリスクが高い食品ではないかという懸念がもたれ、欧米諸国等では、死亡事故を受け、こんにやく入りゼリーに対する販売、輸入禁止の規制等の措置がとられているところです。国内でも、これまでに関係府省庁において関係団体に対し安全確保の要請が繰り返し実施されていますが、今般、内閣府から、更なる対応の要否等を検討するため、こんにやく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品について、食品健康影響評価を依頼されたものです。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について**1) 「メチオカルブ」に関する意見・情報の募集について**

・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。* 殺虫剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

(3) 微生物・ウイルス専門調査会における審議状況について**1) 「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ」に関する意見**

・情報の募集について

・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。また、本件は、食品安全委員会が自らの判断で行う食品健康影響評価であり、いろいろな立場の方から幅広く意見を聴くことで理解が深まることから、意見交換会の開催について事務局において検討することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について**1) エスプロカルブ**

・「エスプロカルブの一日摂取許容量(ADI)を0.01mg/kg体重/日と設定する。」との評価書案が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。なお、現在適用拡大のために評価依頼が行われている農薬7剤(アミスルプロム、クロルフェナピル、スピロメシフェン、ピフェントリン、ピリダリル、ピリプロキシフェン、メトコナゾール)については、新たな科学的知見が得られていることから農薬専門調査会に付託することとなった。

* 除草剤で、稲に使用し、小麦への適用拡大申請がされています。

2) スピロテトラマト

・「スピロテトラマトのADIを0.12mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。* 殺虫剤で、日本国内における農薬登録はありません。ばれいしょ、はくさい、トマト等へのインポートレランス(国外で使用される農薬等に係る残留基準)申請がされています。

3) GGI株を利用して生産されたL-グルタミン

・「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき安全性が確認されたと判断される。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* 栄養補給を目的とする食品、飲料及び調味料等に使用される食品添加物です。

(5) 食品安全委員会の4月の運営について

・事務局から報告

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

プライバシーポリシー